

食育活動の全国展開事業委託費（拡充）

【65（74）百万円】

対策のポイント

食をめぐる課題の解決に向けた有識者フォーラムの開催、食育優良活動の表彰、教育ファーム指導者向け教材の作成、若手指導者の養成等を行います。また、教科等と関連付けた教育ファームのプログラム等を開発するとともに、企業における教育ファームの活用方法を検討することにより、食育を国民運動として展開します。

<背景／課題>

- ・消費者に対して、日本型食生活を始めとした健全な食生活の実践を促すとともに、食や農林水産業への理解を深めるための食育を推進する必要があります。
- ・「日本再興戦略」において、食育を国民運動として推進するため、農林漁業体験を経験した国民の割合を5年後に35%とすることを目標として食や農林水産業への理解増進を図ることとしています。
- ・また、「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進を図ることとしています。
- ・さらに、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」の保全のためにも、食育の推進が重要とされています。

政策目標

- ・日本型食生活の実践に取り組む人の割合の向上（27年度までに27%）
- ・農林漁業体験を経験した国民の割合（30年度までに35%）

（日本型食生活とは）

日本の気候風土に適した米を中心に水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた食生活です。

<内容>

1. 事業内容

（1）食育における課題解決に向けた普及啓発

食育における課題解決に向けた有識者によるフォーラムの開催や食育優良活動の表彰、食への関心が高まる子育て世代や若者を中心とした食や農林水産業に関心を持たない国民に対し、訴求効果の高い切り口から、食について考えるきっかけを提供する取組を実施し、食育の普及啓発を図ります。

（2）食育教材の作成等

教科等と関連付けた教育ファームのプログラム等を開発するとともに、教育ファームの指導者向け教材を作成します。また、教育ファーム活動を担う若手指導者の養成や教育ファームに対する企業のニーズの調査・分析等を実施し、農林漁業者等が行う食育活動の全国的かつ効果的な普及を図ります。

2. 委託先 民間団体等

3. 事業実施期間 平成25年度～27年度

[お問い合わせ先：消費・安全局消費者情報官（03-3502-5723）]